

大園小学校PTA慶弔規定

1 児童に関すること

- (1) 児童死亡の際は、香典として5,000円をおくる。
- (2) 死亡児童所属学級では、クラス役員の話合いにより弔意を表すものとする。

2 保護者に関すること

- (1) 一般会員（配偶者を含む）死亡の場合は、香典として5,000円をおくる。
- (2) 死亡所属学級では、クラス役員の話合いにより弔意を表すものとする。

3 教職員に関すること

- (1) 本人結婚の場合は、祝金として5,000円をおくる。
- (2) 退職の場合は、花束をおくる。
- (3) 本人死亡の場合は、香典として5,000円をおくる。
- (4) 本人が学級を担当していた場合は、クラス役員の話合いにより弔意を表すものとする。
- (5) 配偶者死亡の場合は、香典として5,000円をおくる。

※上記 1 (1)、2 (1)、3 (3)、3 (5) の場合は、会長またはこれにかわる者が、会を代表して弔意を表す。

4 見舞いに関すること

- (1) 児童及び会員で、被災などの事故発生の場合は、理事会の判断により見舞い等の金品をおくることができる。ただし、事後、評議委員会に報告する。
- (2) 児童所属学級ではクラス役員の話合いにより見舞うものとする。

5 その他

本規定事項以外に、特別の事項があった場合は、理事会の判断により、適宜処理することができる。
ただし、事後 評議委員会に報告する。

(平成4年6月実施)

(平成25年5月改正)